

県税の納税証明書

納税証明書には、一般用納税証明書と自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）があります。

各申請書は県税事務所の窓口を設置しているほか、福岡県のホームページでもダウンロードできます。

一般用納税証明書

課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

●申請窓口

各県税事務所の収納窓口

●申請の際に必要なもの

- ・代理人の方は、委任状または代理権授与通知書
- ・領収書（納税後すぐに申請する場合）
- ・証明書が必要な方のマイナンバーに係る番号確認書類
- ・窓口に来られる方の写真付本人確認書類

●証明手数料

証明事項1件につき400円

自動車税（種別割）納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

車検時の納税証明書の提示は省略できます。

国土交通省（運輸支局等）と都道府県のシステム連携により、自動車税（種別割）の納税確認は電子化されております。

ただし、納税後すぐに継続検査を受検する場合は、納付情報がシステムに反映するまで数日かかりますので、今までどおり納税証明書の提示が必要です。

自動車税（種別割）の納税証明書に*印の表示があるのは、前年度までの自動車税（種別割）（旧自動車税を含む）の本税または延滞金に未納があるためです。

*印の表示がある自動車税（種別割）の納税証明書では車検に使用することができませんので、納税されたうえで交付申請してください。

この納税証明書は車検の時以外には使用できませんので、所有権留保解除、移転、抹消などの目的で必要とされる場合は、一般用納税証明書を申請してください。

●申請窓口

- ・各県税事務所の収納窓口
- ・東福岡、北九州東、久留米、飯塚・直方県税事務所の分室

●申請の際に必要なもの

- ・自動車検査証の写し
- ・領収書（納税後すぐに申請する場合）
- ・窓口に来られる方の写真付本人確認書類

●証明手数料

無料

県税の納付方法

県税は「インターネット」「口座振替」「窓口」の3つの方法で納めることができます。

インターネットでの納付

「地方税共通納税システム」を利用して、パソコンやスマートフォンから納付できます。

※領収書は発行しておりません。

● eL-QR の印字された納付書で納付する場合

対象税目（令和7年4月1日現在）

自動車税（種別割）・個人事業税・不動産取得税・鉦区税・県民税利子割・県民税配当割
 県民税株式等譲渡所得割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物税・宿泊税

（納付書の例）

*QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



① 各種スマートフォン決済アプリ

スマートフォン決済アプリでQRコード読取カメラを起動し、納付書に記載されたeL-QRを読み取ることで、各種決済アプリでの納付が可能となります。対応するスマートフォン決済アプリは、「地方税お支払サイト」と検索の上、「スマートフォン決済アプリ一覧」をご確認ください。

② 地方税お支払サイト

お手持ちのパソコン、スマートフォンから「地方税お支払サイト」にアクセスし、サイト内からeL-QRを読み込むことで、ログインなし（口座振替を除く）で下記【利用可能な支払方法】の納付が可能となります。

【利用可能な支払方法】

支払方法	上限金額	手数料	注意事項等
クレジットカード	1,000万円未満/1回の（まとめ）納付（※2）	あり	納付金額に応じシステム利用料が発生します。24時間納付いただけます。ただし、まとめ納付はeLTAXサービス利用可能時間内に限ります（※3）
インターネットバンキング	1,000億円未満/1回の（まとめ）納付（※2）	事業者等による	eLTAXサービス利用可能時間内（※3）でのご利用となります。一部の金融機関において手数料が発生する場合があります。
口座振替（ダイレクト方式）（※1）		なし	eLTAXサービス利用可能時間内（※3）でのご利用となります。
ペイジー番号発行（※4）		事業者等による	eLTAXサービス利用可能時間内（※3）でのご利用となります。一部の金融機関において手数料が発生する場合があります。

（※1）事前にeLTAXの利用者登録、及び利用する口座情報をeLTAXまたは地方税お支払サイトへ登録しておく必要があります。金融機関での口座情報審査等に一定期間を要します。

（※2）複数件の納付を一度に行える機能（まとめ納付）の場合の、手続き1回あたりの上限度です。

（※3）eLTAXサービス利用可能時間 8:30～24:00（土・日・祝日、年末年始12/29～1/3は除く。）

（※4）地方税お支払サイトで発行したペイジー番号を利用して、金融機関のATMやインターネットバンキング等で納付する方式です。

● eLTAX（地方税ポータルシステム）での申告・申請・届出後に電子納付をする場合

eLTAXにログインした後に電子納付のお手続きが必要となります。電子納付は、P.55【利用可能な支払方法】の納付が可能です。

対象税目（令和7年4月1日現在）

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・県民税利子割・県民税配当割・
県民税株式等譲渡所得割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・産業廃棄物税・宿泊税

口座振替での納付

対象税目（令和7年4月1日現在）

自動車税（種別割）、個人事業税の定期賦課分

届出いただいた金融機関の預金口座から、納期限当日に自動的に振り替える制度です。

口座振替をご利用の際には、口座振替申込書に必要事項を記入し、取扱金融機関へお申し出ください。

自動車税種別割	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替申込書は、パソコン・スマートフォンから「ふくおか電子申請サービス」を通じてお取り寄せいただけるほか、県税事務所や金融機関にて配布しております。 ・令和8年5月末からの口座振替を希望される場合は、令和8年2月末日までにご提出ください。 <p>※領収書は発行しておりません。</p>
個人事業税	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替申込書は、県税事務所にて配布しております。 ・口座振替のお取り扱い開始は通常、お申込みいただいた翌月（場合によっては翌々月）になります。 <p>※振替確認後、領収書を発行します</p>

窓口での納付

●コンビニエンスストアで納付する場合

対象税目（令和7年4月1日現在）

自動車税（種別割）

納付書1枚当たりの金額が30万円以下で、コンビニ収納用バーコードが印字されたものに限り、以下のコンビニエンスストアで納付することができます。※納付は原則現金のみ

セブンイレブン	ローソン
ファミリーマート	ミニストップ
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストアー
ニューヤマザキデイリーストア	ヤマザキスペシャルパートナーショップ
ポプラ	生活彩家
くらしハウス	スリーエイト
セイコーマート	ハマナスクラブ
MMK設置店	

●金融機関で納付する場合

対象税目（令和7年4月1日現在）

自動車税（種別割）・個人事業税・不動産取得税・鉱区税・法人県民税・法人事業税
 特別法人事業税・地方法人特別税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割
 県たばこ税・ゴルフ場利用税・宿泊税・軽油引取税・産業廃棄物税

区分	取り扱う場所
銀行	福岡・西日本シティ・三井住友・三菱 UFJ・りそな・SBI 新生・筑邦・大分・佐賀・十八親和・肥後・鹿児島・宮崎・北九州・百十四・伊予・福岡中央・熊本・豊和・宮崎太陽・南日本・もみじ・みずほ（各銀行の国内の店舗）・西京（山口県内の店舗）
労働金庫	九州労働金庫の本・支店
信用金庫	福岡・飯塚・筑後・福岡ひびき・大牟田柳川・田川・大川・遠賀の各信用金庫
信用組合	福岡県・朝銀西・横浜幸銀の各信用組合
農業関係	福岡県信用農業協同組合連合会・福岡県内の各農業協同組合
郵便局	九州（沖縄県を除く）のゆうちょ銀行の各店舗及び郵便局
その他	全国の地方税統一 QR コード（eL-QR）対応の金融機関の店舗（※2）

（※1）金融機関の名称は、統廃合等により変更になる場合がありますのでご了承ください。

（※2）地方税統一 QR コード（eL-QR）が印字された納付書のみご利用いただけます。

対応金融機関については、「共通納税対応金融機関」と検索の上、「地方税ポータルシステム」よりご確認ください。

共通納税対応金融機関

検索

●県税事務所で納付する場合（県税相談窓口を除く）

県内12か所の県税事務所においても納付いただけます。詳しくは P.61 ~ P.64をご覧ください。

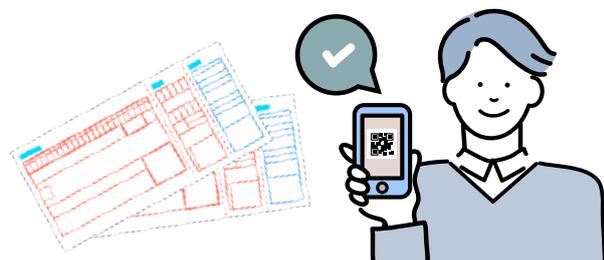
<納税貯蓄組合のすすめ>

納税貯蓄組合は、税金を納めやすくするため、同じ地域の人たちや同じ仕事の人たちが集まってつくる組合です。

皆さんが日頃から計画的に納税のための預金を行い、定められた納期までに確実に納めることができるように、納税貯蓄組合への加入をおすすめします。

なお、納税貯蓄組合に加入されている方には、次のような利点があります。

- ・納税貯蓄組合預金の利子については、所得税、県民税利子割が課税されません。
- ・組合の業務に関する書類などには、印紙税が課税されません



延滞金・還付加算金

●延滞金について

納期限までに納めない場合、次に掲げる額が延滞金として加算されます。

延滞金計算方法

1 令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「延滞金特例基準割合(※1)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**延滞金特例基準割合+1%**となります。(7.3%を上限とします。)

(※1)延滞金特例基準割合とは、「各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、次のとおりとなります。

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間は、**年2.5%(延滞金特例基準割合(1.5%)+1%)**、
令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間は、**年2.4%(延滞金特例基準割合(1.4%)+1%)**

(2) 1か月を経過する日の翌日から納税の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、「延滞金特例基準割合(※1)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は **延滞金特例基準割合+7.3%**となります。

よって、年14.6%の割合は、次のとおりとなります。

令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間は、**年8.8%(延滞金特例基準割合(1.5%)+7.3%)**、
令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間は、**年8.7%(延滞金特例基準割合(1.4%)+7.3%)**

2 平成26年1月1日から令和2年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※2)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**特例基準割合+1%**となります。(7.3%を上限とします。)

(※2)特例基準割合とは、「各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合」+1%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、次のとおりとなります。

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間は、**年2.9%(特例基準割合(1.9%)+1%)**、
平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間は、**年2.8%(特例基準割合(1.8%)+1%)**、
平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間は、**年2.7%(特例基準割合(1.7%)+1%)**、
平成30年1月1日から令和2年12月31日までの間は、**年2.6%(特例基準割合(1.6%)+1%)**

(2) 1か月を経過する日の翌日から納税の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※2)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**特例基準割合+7.3%**となります。

よって、年14.6%の割合は、次のとおりとなります。

平成26年1月1日から平成26年12月31日までの間は、**年9.2%(特例基準割合(1.9%)+7.3%)**、
平成27年1月1日から平成28年12月31日までの間は、**年9.1%(特例基準割合(1.8%)+7.3%)**、
平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間は、**年9.0%(特例基準割合(1.7%)+7.3%)**、
平成30年1月1日から令和2年12月31日までの間は、**年8.9%(特例基準割合(1.6%)+7.3%)**

3 平成12年1月1日から平成25年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1か月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※3)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は**特例基準割合**となります。

(※3)特例基準割合とは、「前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」+4%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、次のとおりとなります。

平成12年1月1日から平成13年12月31日までの間は年4.5%

平成14年1月1日から平成18年12月31日までの間は年4.1%

平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間は年4.4%

平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間は年4.7%

平成21年1月1日から平成21年12月31日までの間は年4.5%

平成22年1月1日から平成25年12月31日までの間は年4.3%となります。

(2) 1か月を経過する日の翌日から納税の日まで

税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

●還付金について

県税を納めすぎた、また誤って納めたことにより、税金をお返すする場合、次に掲げる額が還付加算金として加算されます。

還付加算金計算方法

還付額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「還付加算金特例基準割合」が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該還付加算金特例基準割合となり、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間は、年0.9%(還付加算金特例基準割合(0.4%) + 0.5%)となります。

●延滞金・還付加算金の端数処理について

延滞金・還付加算金の計算については、次の通り端数処理を行います。

- ・延滞金・還付加算金の計算の基礎となる額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、その金額が2,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。
- ・算出された延滞金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。また、延滞金の金額が1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。

計算例(令和7年1月1日～令和7年12月31日までの延滞金)

・税額…30,500円 ・納期限…令和6年5月31日

・納期限の翌日から1か月を経過する日…令和6年6月30日

・納付日…令和7年12月1日

年2.4%の日数……………30日(令和7年6月3日～令和7年7月2日)

年8.7%の日数……………152日(令和7年7月3日～令和7年12月1日)

30,000円(1,000円未満切捨て) × 2.4% × 30日/365日 = 59円(1円未満切捨て)

30,000円(1,000円未満切捨て) × 8.7% × 152日/365日 = 1,086円(1円未満切捨て)

59円+1,086円=1,145円……………延滞金**1,100円**(100円未満切捨て)

※延滞金特例基準割合及び還付加算金特例基準割合は毎年見直しが行われます。

令和8年1月1日以後の率は、県税事務所にお問い合わせください。

加算金

加算金は、個人県民税の分離課税に係る所得割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税（環境性能割）、軽油引取税、産業廃棄物税および宿泊税についてかかりますが、その内容には3種類があります。

過少申告 加算金

■かかる場合

申告書を期限内に提出した場合で、その申告額が実際より少額なため、後日増額の申告をしたり、また増額の更正を受けたときにかかります。

■計算方法

増差税額×10%+ 増差税額が期限内申告額と50万円のいずれか大きい金額を超える場合は、その超える金額×5%

不申告 加算金

■かかる場合

申告書を期限後に提出した場合または申告しなかった場合にかかります。

■計算方法

納める税額×下記の税率

5%…申告書を期限後に提出した場合等

15%…申告しなかった場合等(※)

ただし、納付すべき税額が50万円を超える場合は、その超える金額×5%が加算されます。

また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、納付すべき税額が300万円を超える場合は、その超える金額×30%がかかります。

重加算金

■かかる場合

二重帳簿などによって故意に税を免れようとした場合には、過少申告加算金、不申告加算金に代えてかかります。

■計算方法

①期限内に申告書を提出している場合…増差税額×35%(※)

②期限後に申告書を提出している場合または申告していない場合…納める税額×40%(※)

(※)平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、過去5年間に不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合は、納付すべき税額に10%を乗じた額が加算されます。また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについては、前記に該当する場合、又はその申告の前年及び前々年が無申告で、不申告加算金又は重加算金を課されたことがある場合、又は課されるべきと認められる場合は、納付すべき税額に10%を乗じた額が加算されます。

更正の請求・不服申立て

●更正の請求

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税、県民税利子割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税（環境性能割）、軽油引取税、産業廃棄物税、宿泊税については、申告書を提出した後で、税額が多すぎたことを発見した場合には、通常、法定納期限から5年以内に限り、その税額を減額するよう更正の請求をすることができます。

●不服申立て

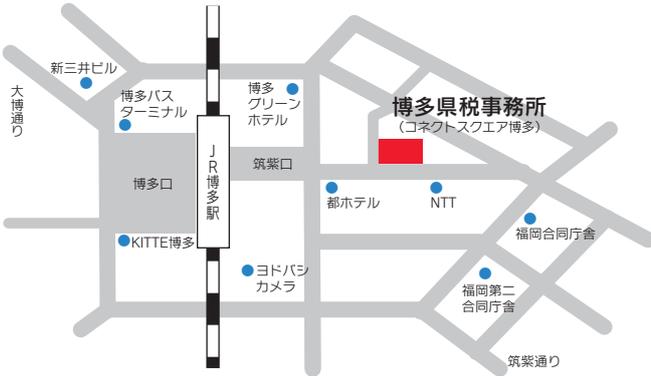
県税の課税や徴収の処分について不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この場合には、審査請求書はできるだけ所在地を管轄する県税事務所を通じて、正副2通提出してください。

なお、審査請求を経た後においても処分について不服がある場合には、原則として審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります)処分の取消しの訴えを提起することができます。

県税事務所及び相談窓口の所在地

博多県税事務所



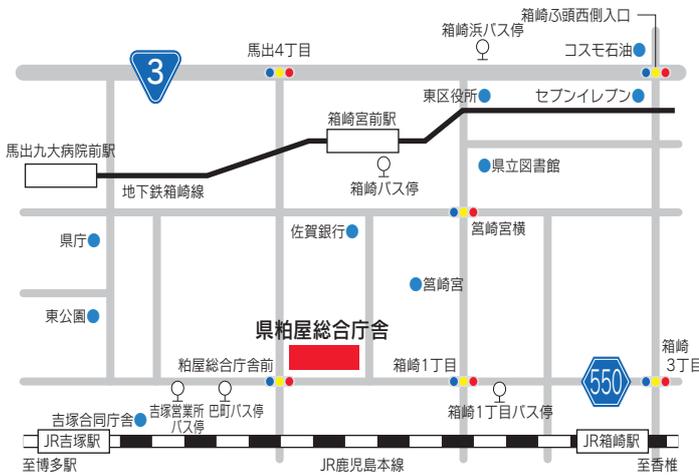
〒812-8542 福岡市博多区博多駅東1-17-1
 (コネクトスクエア博多2・3階)
 ◆JR博多駅筑紫口より約300m(徒歩5分)

TEL 092-260-6001 FAX 092-260-6011

自動車税係 …………… 092-260-6009
 事業税係 …………… 092-260-6003
 6004
 不動産取得税係 ……… 092-260-6002

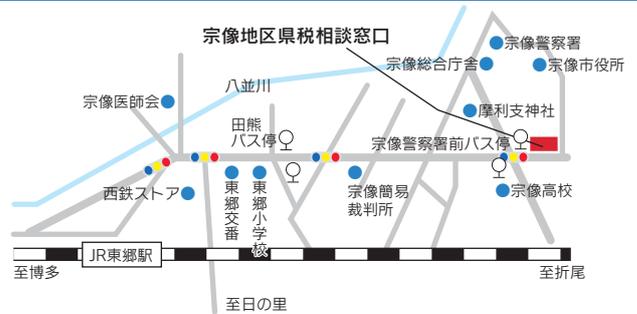
管轄区域:福岡市博多区・南区

東福岡県税事務所



宗像地区県税相談窓口 TEL 0940-36-2107

(県税相談窓口の開庁時間は、10:00~16:00です。)



〒811-3436 宗像市東郷2-1-16

◆JR東郷駅より約1.8km(徒歩約21分)
 西鉄バス「宗像警察署前」バス停より徒歩1分

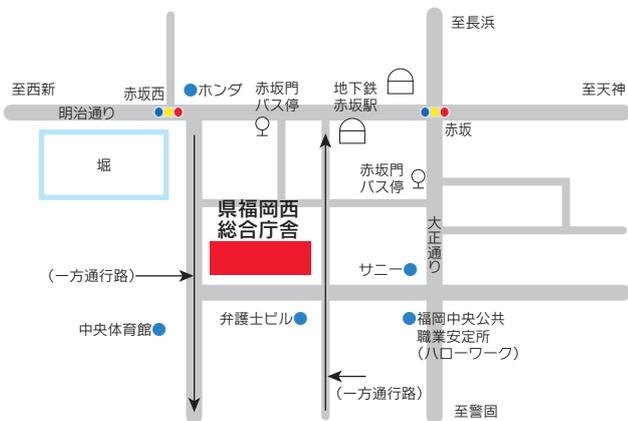
〒812-8543 福岡市東区箱崎1-18-1
 (福岡県粕屋総合庁舎2階)
 ◆地下鉄箱崎宮前駅より約600m(徒歩約8分)
 JR吉塚駅・JR箱崎駅より約700m(徒歩約10分)

管轄区域:福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡

TEL 092-641-0201 FAX 092-641-0136

自動車税係 …………… 092-641-0236
 0237
 事業税係 …………… 092-641-0146
 不動産取得税係 ……… 092-641-0147

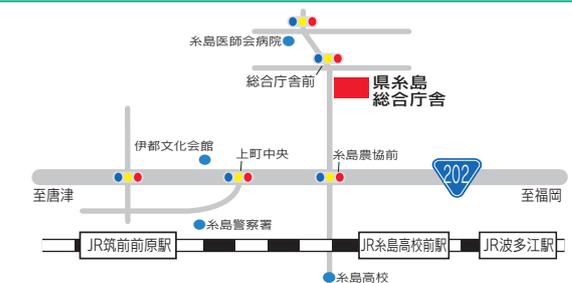
西福岡県税事務所



糸島地区県税出張窓口 TEL 092-322-5531

(県税出張窓口の開庁時間は、毎週水曜日の10:00~15:30です。)

※納税証明書の交付のみ取り扱っています。



〒819-1112 糸島市浦志2-3-1(福岡県糸島総合庁舎2階)

◆JR糸島高校前駅より約900m(徒歩約10分)

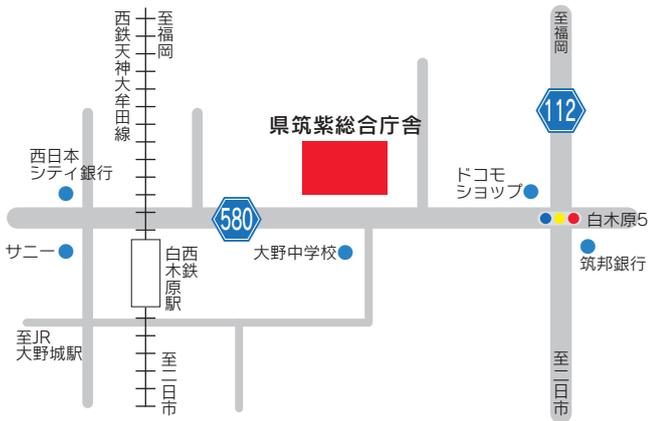
〒810-8515 福岡市中央区赤坂1-8-8
 (福岡県福岡西総合庁舎3・4階)
 ◆地下鉄赤坂駅2番出口より約150m(徒歩約3分)

管轄区域:福岡市中央区・城南区・早良区・西区、糸島市

TEL 092-735-6141 FAX 092-715-4824

自動車税係 …………… 092-735-6214
 事業税係 …………… 092-735-6143
 6142
 不動産取得税係 ……… 092-735-6144

筑紫県税事務所



〒816-8558 大野城市白木原3-5-25
(福岡県筑紫総合庁舎4階)

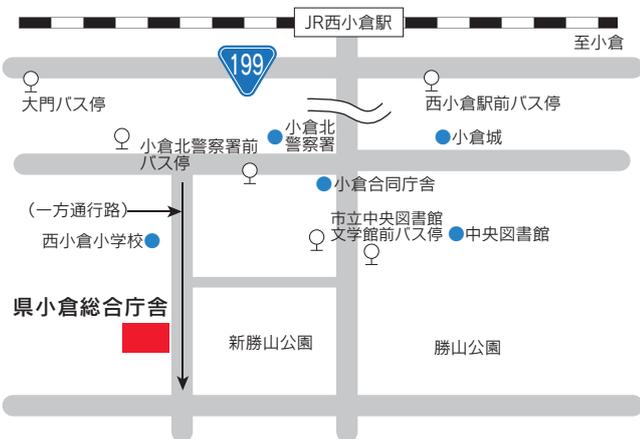
◆西鉄白木原駅より約200m(徒歩約5分)

TEL 092-513-5573 FAX 092-513-5597

自動車税係 …………… 092-513-5576
事業税係 …………… 092-513-5574
不動産取得税係 ……… 092-513-5575

管轄区域: 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市

北九州東県税事務所



〒803-8512 北九州市小倉北区城内7-8
(福岡県小倉総合庁舎1・2階)

◆JR西小倉駅より約900m(徒歩約14分)

TEL 093-592-3511 FAX 093-592-8913

自動車税係 …………… 093-592-3501
事業税係 …………… 093-592-3512
不動産取得税係 ……… 093-592-3502
3513

管轄区域: 北九州市小倉北区・小倉南区・門司区

行橋県税事務所



〒824-0005 行橋市中央1-2-1
(福岡県行橋総合庁舎1階)

◆JR行橋駅より約1km(徒歩約17分)

TEL 0930-23-2216 FAX 0930-23-2205

管轄区域: 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
ただし、課税については北九州東県税事務所(上記)が所管

築上地区県税出張窓口 TEL 0979-82-2258

(県税出張窓口の開庁時間は、毎週水曜日の10:00~15:30です。)
※納税証明書の交付のみ取り扱っています。



〒828-0021 豊前市大字八屋2007-1(福岡県豊前総合庁舎3階)

◆JR宇島駅より約500m(徒歩約7分)